

事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

災害の種類	工事関係者に負傷者	工事区分	治山工事
事故内容	土留工から転落	被災者	性別・年齢 男 60歳
被災状況	第3頸椎外側頸骨骨折 第6頸椎椎体骨折 棘間靭帯損傷	職業	現場代理人

[災害の概要]

□現場の状況：

現 場：浜松市天竜区春野町気田地内
作業箇所：No.10土留工～No.9土留工間の水路

作業内容：水路の出来形管理のため、水路内に幅広テープを設置し写真を撮影していた。

□事故の概要：

朝礼及びKYミーティング実施後、当日午後予定されていた監督員立会の準備のため、被災者は同僚2名(A,B)と水路工(9か所)の出来形計測及び写真撮影の作業に従事していた。※法面作業ではなかったが、法面作業用の安全帯と親綱を使用していた。

8時15分頃、被災者と同僚A,Bは1か所目の水路No.9下部へ到着した。被災者は親綱1本に安全帯を着用し、同僚Aと黒板、カメラ、リボンテープを持ちNo.9水路起点側(約10m上部)へ移動し、リボンテープを張り、同僚Bは水路終点側で計測した。

8時25分頃、被災者はNo.9水路起点側にて撮影を行い、黒板とカメラを持ち水路中間点まで移動し、再び撮影を行った。

8時30分頃、被災者は黒板とカメラを持ち水路終点側へ移動した。伏工(植生マット)が布設されていた為、それを避けるように土留工の天端に立ち撮影しようとした。親綱が写真に写りこみ、上手く撮影できないため、安全帯グリップを一旦緩め、親綱をたるませて撮影しようとしたところ、インクラ部で足を滑らせ体勢を崩し、背面から約2.7m下の斜面に落下し受災した。

□安全対策の有無：毎朝、KYミーティングを行っており、土留工からの転落も予知していた。

安全帯を着用していた。

[再発防止策]

□問題点：
 ① KYミーティングにおいて土留工からの転落の危険性を特定し、安全対策を講じていたが、安全に対する意識が十分でなかつたために、危険な行為により転落事故を発生させた。
 ② KYミーティング時に、安全帯の使用について注意していたが、安全帯の取扱いが適切ではなく、十分な安全性を確保しなかった。
 ③ 工作物施工後、速やかに出来形管理を実施すべきであるところ、この作業手順を遵守せず、伏工布設後に出来形管理を実施したため、危険性が高い場所での作業を余儀なくされた。

□防 止 対 策：
 ①-1 社全体の取組みとして、各現場の緊急安全点検を行う。これにより、現場代理人が各工程での危険を意識し、必要な対策をとる。また、それを入場者全員に周知する。※7月27日実施済

①-2 各工事の現場代理人が、お互いの現場の店社パトロールを実施する。これにより、現場代理人が安全管理について改めて考え、社内で意見交換を行う。

②-1 講習会を実施し、適切な親綱、安全帯の使用方法について徹底する。※平成30年7月20日「再発防止対策講習会」実施済。

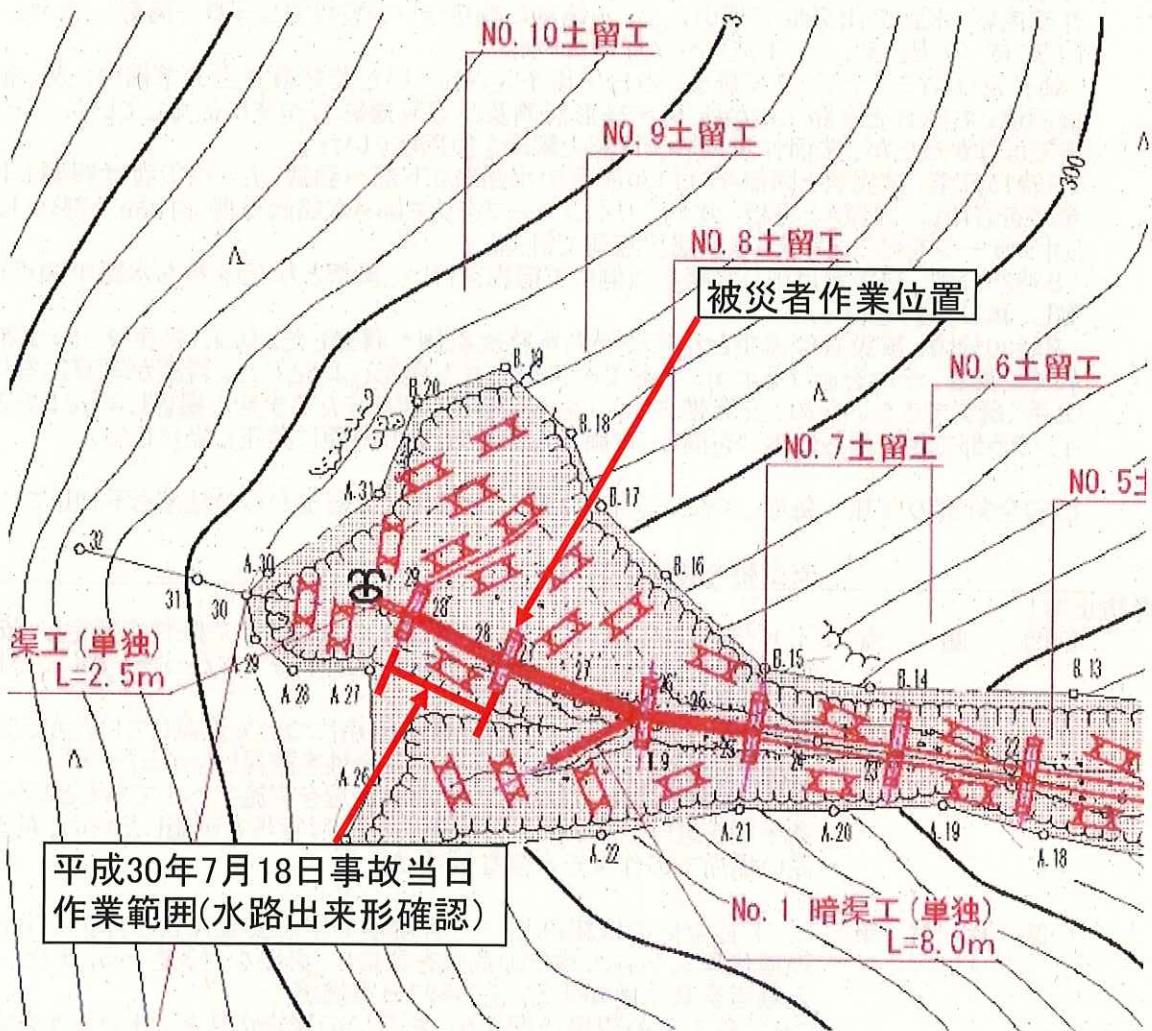
②-2 ランヤードを全員に貸与し、転落の恐れがある箇所での作業時には安全帯と併せて使用する。

③ 作業手順書に出来形管理の時期を明記し、適切な時期に出来形管理を行う。

[事故の状況が分かる写真または図面]

※別途添付

[事故の状況が分かる写真または図面]



[事故の状況が分かる写真または図面]

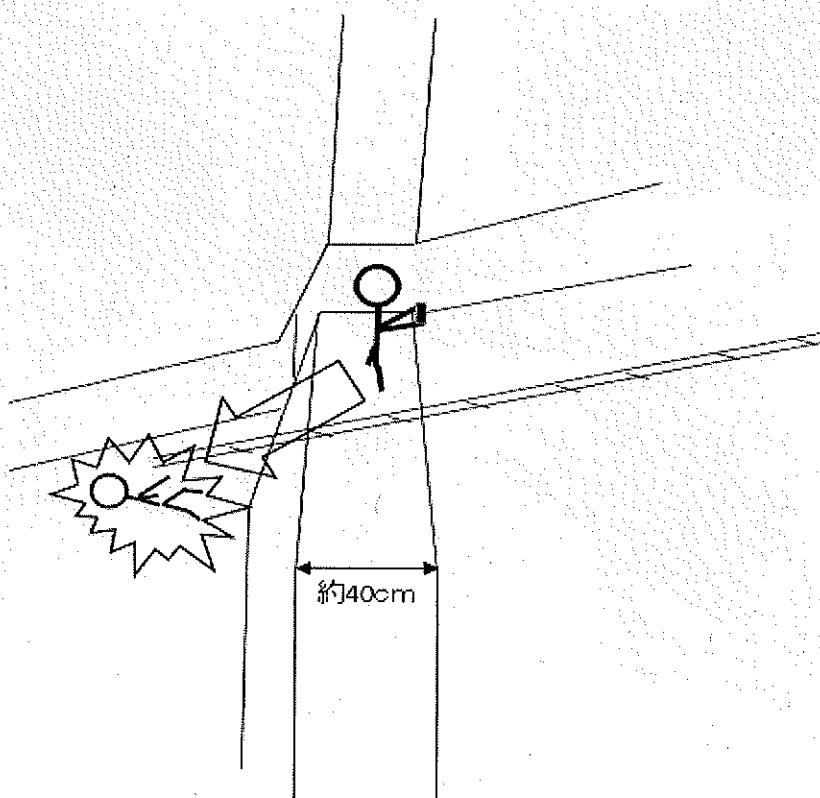
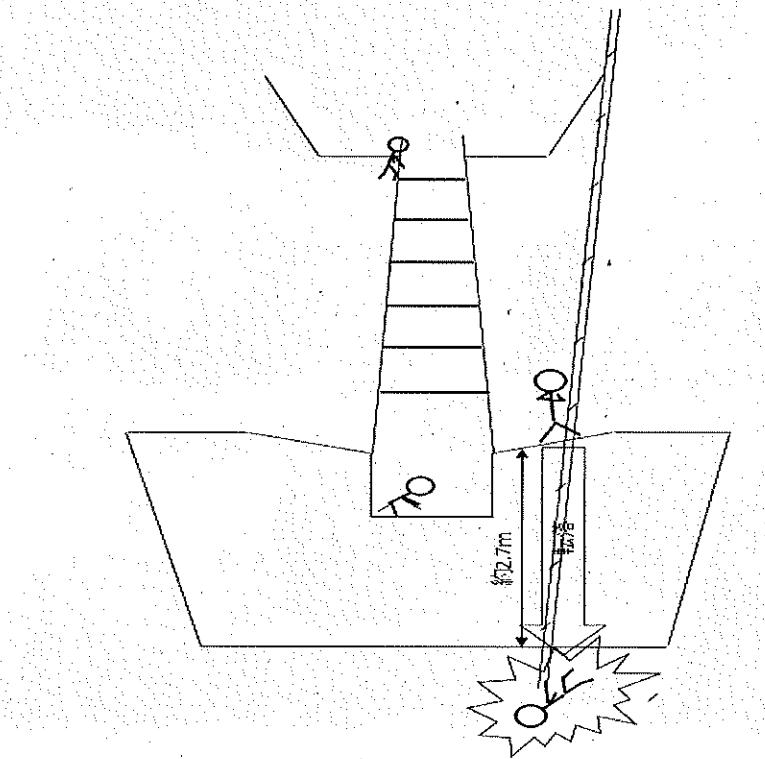


転落高さ約2.7m



転落位置

[事故の状況が分かる写真または図面]



[事故の状況が分かる写真または図面]

位置図



【再発防止対策】 ①-1

再発防止対策講習会

工事名	
日 時	平成30年7月20日(金) 8:00~
場 所	
出席者 (株)	工業 16名 下請業者7名

【タイムスケジュール】

開会宣言 8:00~8:10

(株) 工業 代表取締役

- ・あいさつ
- ・本講習会趣旨説明



法面ロープ高所作業 8:10~10:30

特別教育

(一社)全国特定法面保護協会
特別教育インストラクター 油井 俊二

- ・あいさつ
- ・ロープ高所作業に関する知識
- ・メインロープ等に関する知識
- ・労働災害の防止に関する知識
- ・関係法令
- ・災害事例による危険予知
- ・質疑応答



休憩 10:30~10:40

再発防止対策会議 10:40~11:50

- ・あいさつ
- ・工事事故概要説明
- ・再発防止対策議論
- ・質疑応答



閉会 12:00

第 142 号

修了証

油井 俊二 殿

あなたは、当協会が実施した
のり面ロープ高所作業に係る
特別教育インストラクターの
養成講習を修了したことを
証します

平成27年11月27日

一般社団法人全国特定法面保護協会
会長 出雲淳一

ロープ高所作業を行う事業者の皆さまへ

「ロープ高所作業」での危険防止のため 労働安全衛生規則を改正します

施行日は平成28年1月1日 但し、特別教育の施行日は平成28年7月1日

- 高所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するため、高さ2メートル以上の場所では作業床の設置を義務づけています。(安衛則第518条第1項)しかし、作業床の設置が困難なところでは例外的にロープで身体を保持する「ロープ高所作業」を用いざるを得ない場合もあります。
- 過去には、ビルの外装清掃やのり面保護工事などで行われるロープ高所作業で、身体を保持するロープの結び目がほどけたり、ロープが切れたりすることなどによって墜落する労働災害が発生しています。
- このため、今般、労働安全衛生規則を改正し、「ロープ高所作業」を行う場合、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施などが新たに義務づけられました。



「ロープ高所作業」とは

高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(四十度未満の斜面における作業を除く。)

※ 昇降器具…労働者自らの操作により上昇し、又は下降するための器具であつて、作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに身体保持器具を取り付けたもの

※ 自体保持器具…労働者の身体を保持するための器具

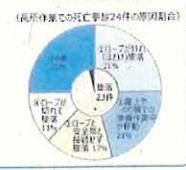
ロープ高所作業における労働災害の発生状況

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	合計
ビルメンテナンス業	0	5	1	1	2	4	13
建設業	4	0	2	1	2	2	11
死亡者数 合計	4	5	3	2	4	6	24

(出典:厚生労働省)

死亡災害の要因内訳 9.6%が「墜落」によるもの

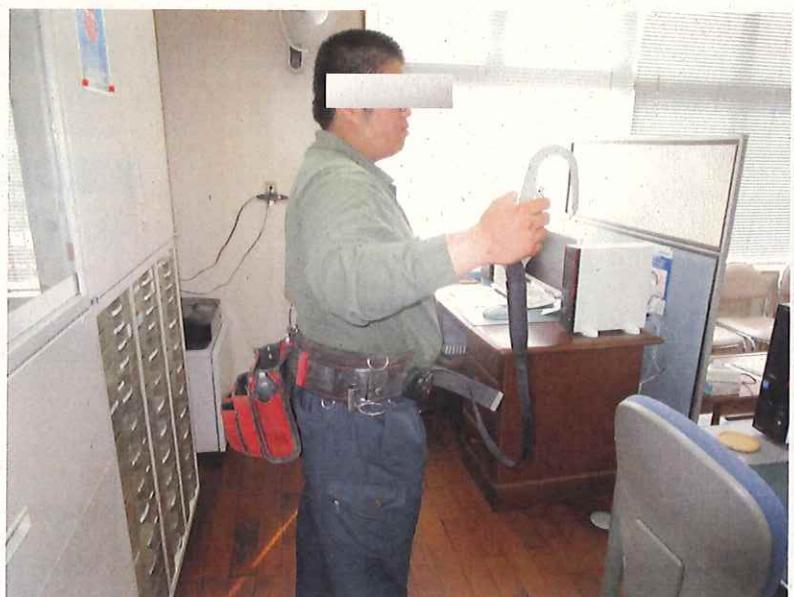
- 作業中に支持物(脚立等)からロープが切れ(ほどけ)墜落
- 屋上からりょうどの半掛作業中や移動中に墜落
- 作業中にロープと安全帯との接続を外して(接続せず)墜落
- 作業中にロープが切れて墜落
- 作業中にロープの支離(ほじり)ごと墜落
- 安全帯(ワイヤー)が壊れたもろがれ使用して墜落
- ロープが知ったことから下脚時に墜落
- その他



(H27.8)

[再発防止対策]

ランヤード装着義務付け



事故周知・再発防止[平成30年度発生事例]

災害の種類	工事関係者に負傷者	工事区分	治山工事
事故内容	伐倒退避中の転倒	被災者	性別・年齢 男 67歳
被災状況	外傷性左多発肋骨骨折、血氣胸、左肘部挫創	職業	作業員

[災害の概要]

□ 現場の状況 :

現 場 : 浜松市天竜区春野町花島地内

作業箇所 : 図面を添付

作業内容 : 支障木の伐倒作業

□ 事故の概要 : 平成30年10月22日(月)

7時30分頃受災者(ペテラン作業員:施業委託基本契約書に基づく)は作業員他3名と組合を出発し、8時30分頃現場に到着した。到着後KYミーティングを実施し、各作業員の施工範囲、作業内容などを確認した上で作業に入った。

15時30分頃、受災者は伐倒対象木を伐倒するにあたり、伐倒木が偏芯している広葉樹によってかかり木になることを懸念し、相談することなく単独で伐倒を判断し実行した。伐倒作業は、広葉樹隣接の転石の上($3.0*1.8*H=1.2$)で実施された。

伐倒作業中、追い口を7cmほど入れたところで幹が縦に裂け始めた。そのため急いで退避したが転石の上で足を滑らせて転倒し、受災した。

□ 安全対策の有無 : 新規入場時にはリスクアセスメントを行い、それに加えて毎朝KYミーティングを行っている。なお、当日のKYミーティングでは作業内容や作業範囲等の確認を行った。また、かかり木処理は注意して行うことを周知した。

・袖締まりの良い作業服、チェーンソー防護ズボンを着用し、ヘルメット等を装着していることを作業員全員で確認した。

[再発防止策]

□ 問題点 : ① 作業員の安全作業に対する意識が不足していた。
 ② 現場代理人による伐倒作業前の伐倒木の状況及び危険箇所の確認などの現場管理に不備があった。
 ③ 作業手順において安全管理に関する内容が不十分であった。

□ 防止対策 : ① - 1 現地にて再発防止対策現地検討会を開催し、伐倒方法などを検証したうえで事故の原因等について意見交換を行った。※ 10月25日実施済

① - 2 再発防止対策現地検討会の結果を全職員に報告し、意見交換を交えた再発防止対策講習会を行った。※ 10月25日実施済

② - 1 現場代理人もしくは班長が作業終了後に、翌日の作業箇所の作業条件を確認し、危険箇所には立ち入り禁止の縄張りを実施するとともに、図面にも記録する。

② - 2 翌日のKYミーティング時に、前日に確認した危険箇所を周知し、そこでの作業を禁止する。

③ - 1 再発防止対策講習会にてあがった意見をふまえ、安全管理の対策を加えた作業手順に見直す。

③ - 2 見直した作業手順の内容を全職員が理解した上で、安全作業に取り組ませる。

[事故の状況が分かる写真または図面]

別途添付

事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

[事故の状況が分かる写真または図面]



事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

〔事故の状況が分かる写真または図面〕

場面2

幹の中割れが起き、退避する際に転石の上で転倒



場面3

被災箇所



事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

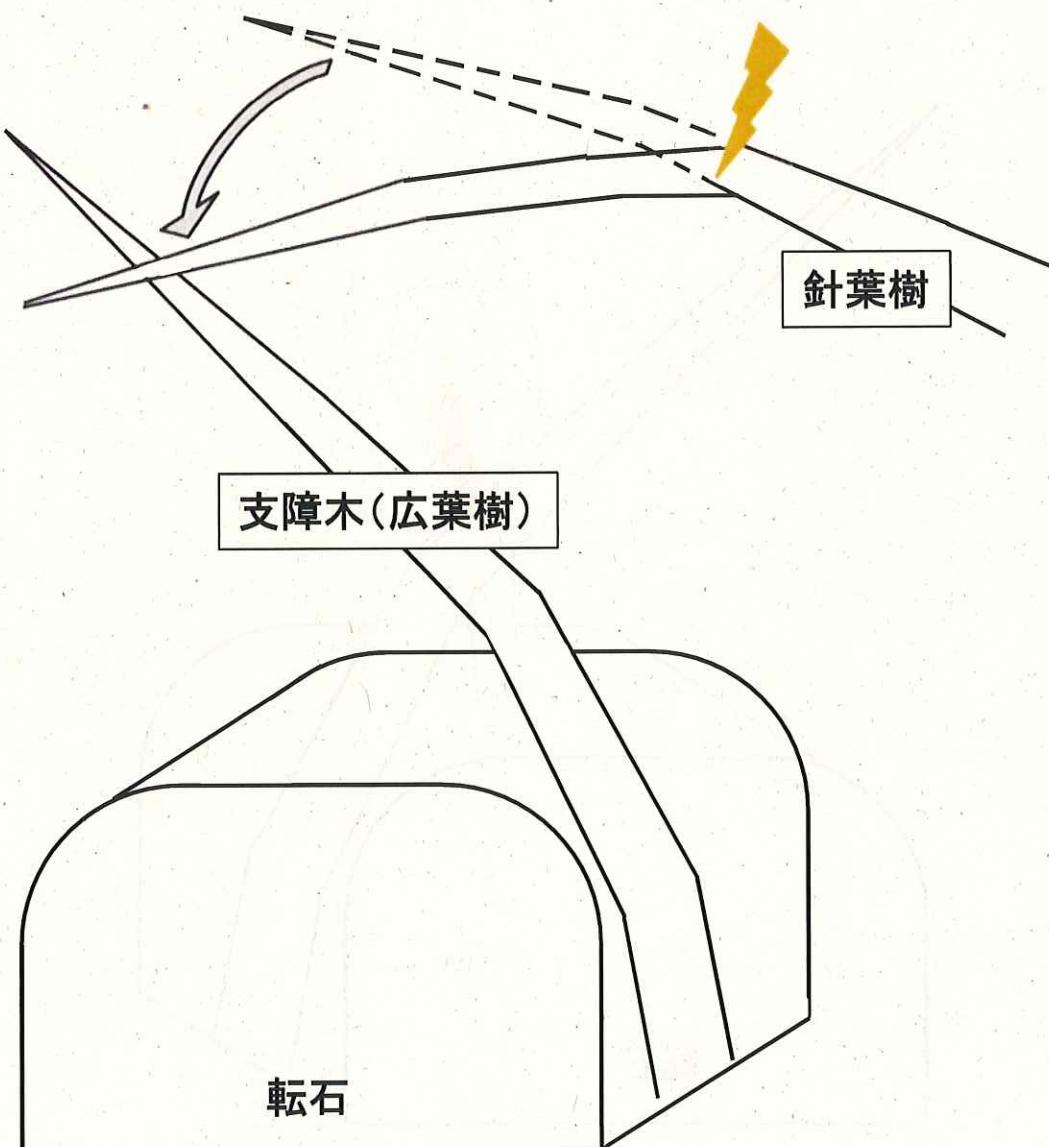
〔事故の状況が分かる写真または図面〕



事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

[事故の状況が分かる写真または図面]

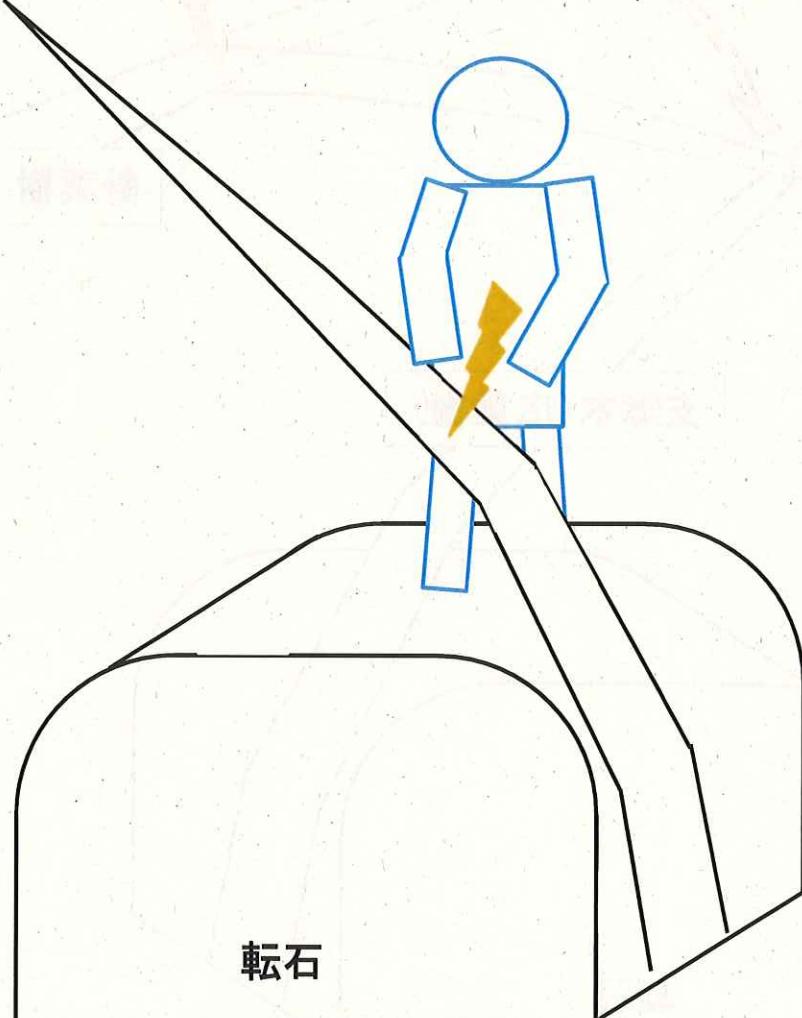
被災者は伐倒対象木を伐倒することにより、
かかり木が発生することを懸念したため支障
木を伐倒した



事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

[事故の状況が分かる写真または図面]

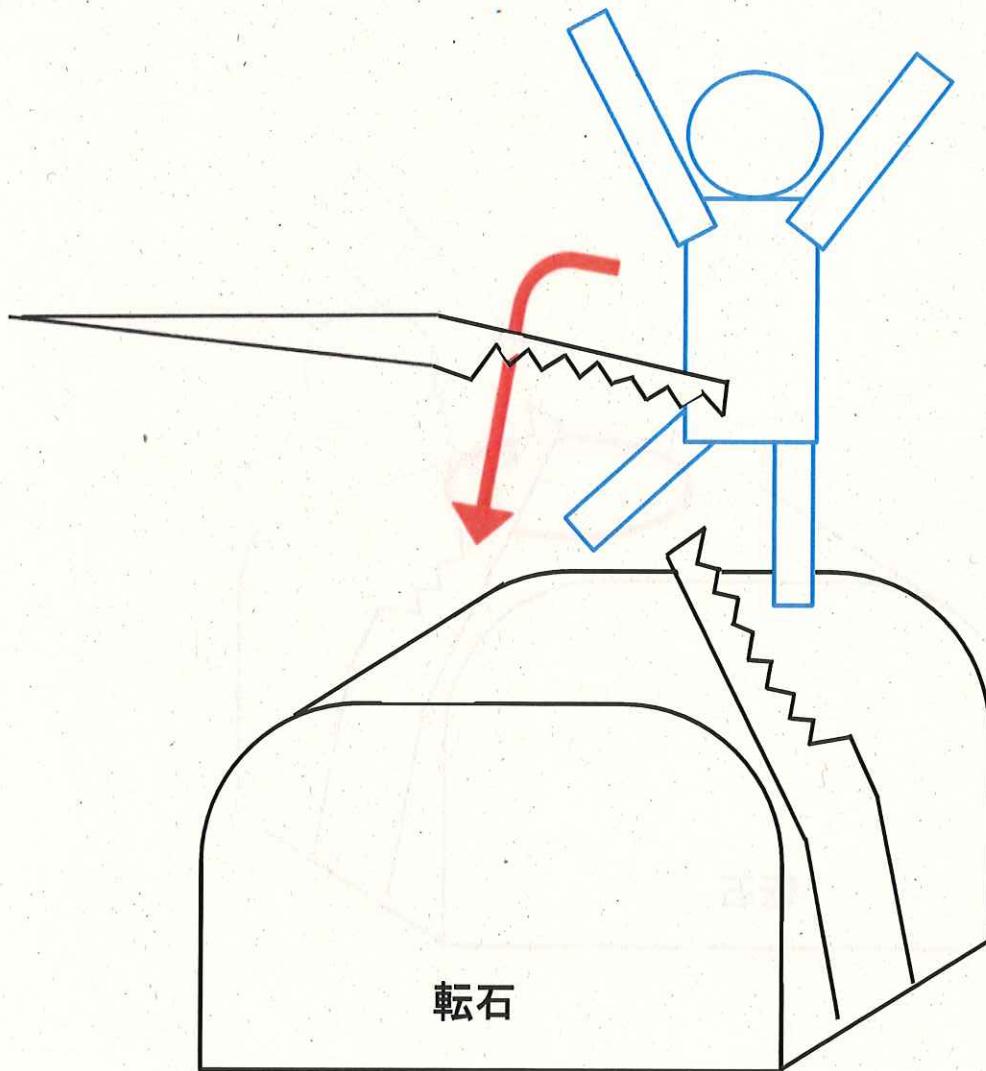
支障木を転石の上にて、自らの判断により伐倒



事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

〔事故の状況が分かる写真または図面〕

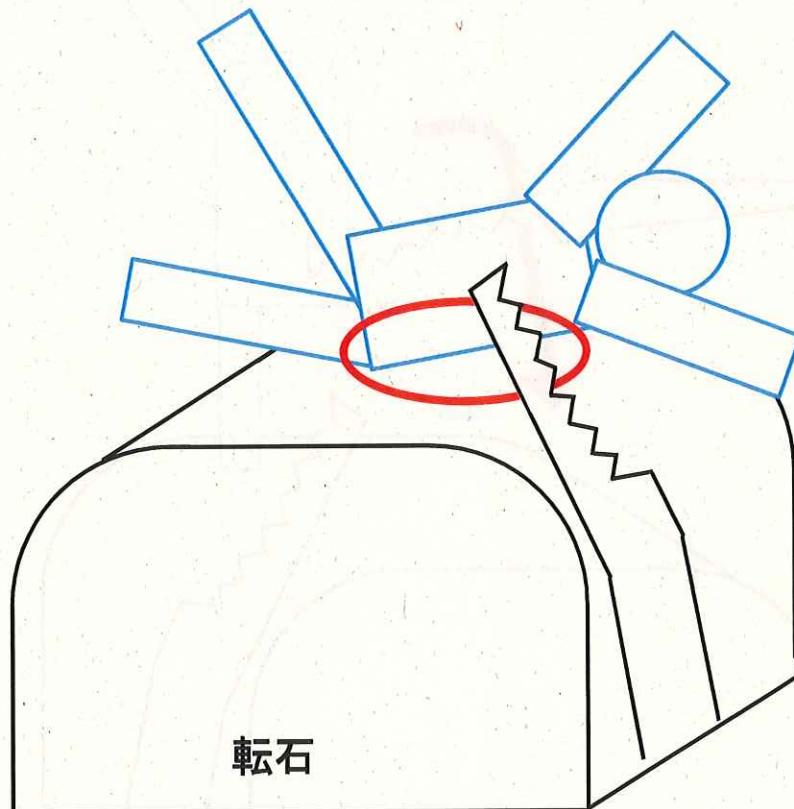
支障木の幹の中割れが起きたため、
退避しようとした際に転石の上で転倒



事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

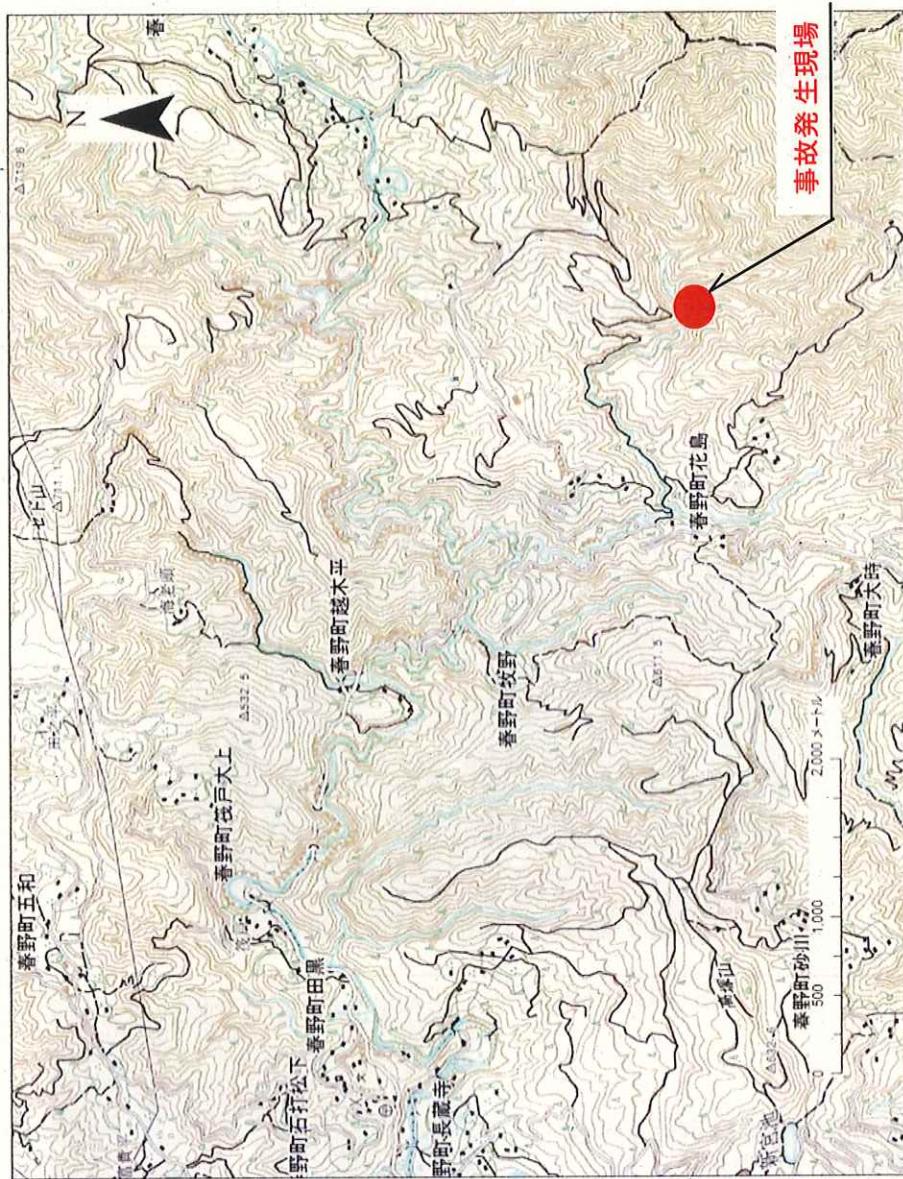
[事故の状況が分かる写真または図面]

転石の上で転倒し、受災した



事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

[現場位置図]



事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

〔再発防止対策〕

再発防止対策現地検討会

工事名	平成30年度治山(保安林改良)ムクロジ工事
日時	平成30年10月25日 7:30~12:00
場所	春野町花島施工地内
出席者	12名(現場代理人・技術職員班長・職員)

【タイムスケジュール】

事故の概要説明

- ・組合出発～現地到着

7:30～8:30



現場検討会

8:30～12:00

- ・現場立会

- ・意見交換

現場での意見

- ・退避が難しい場所での伐倒作業は避けるべきだ。
- ・受口の小ささ、位置はよかつたのか？
- ・受口は三角切でやり、足場も反対側の低いところでの伐採がよかつたのでは？
- ・偏芯木だったため、始めからロープやチルホールを使用し、伐倒方向を確実なものとするべきだ。



事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

【再発防止対策】

再発防止対策講習会

工事名	平成30年度治山(保安林改良)ムクロジ工事
日時	平成30年10月25日 17:15~18:30
場所	春野協働センター 2階会議室
出席者	43名 一人親方 6名

【タイムスケジュール】

開会宣言 17:15~17:30
春野森林組合 代表理事組合長 岡本 均
・あいさつ
・会議趣旨説明



事故説明及び対策会議 17:30~18:30
業務部長

総務部長
・事故の概要説明
・現場の状況説明
・現場班長による危険予知意見
・質疑応答
・事故の検証
・H30年の労災事故説明



[意見]

- ・危険範囲にテープなど範囲を指定し危険防止対策を行う
- ・強度の偏芯木だった場合は伐倒作業をしない判断をする
- ・三段階の「できる・できるだろう・できない」の判断で、「できるだろう」で作業を行ったことも原因の一つ
- ・切る位置(裂ける想定)が悪かったのではないのだろうか

事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

災害の種類	公衆災害:運行障害	工事区分	舗装工事
事故内容	伊豆箱根鉄道(駿豆線)4分間停車	性別・年齢	一般公衆(30人程度)
被災状況	-	被災者 職業	-

[災害の概要]

□現場の状況:舗装工事

当該施工個所は伊豆箱根鉄道が南北に横断している。当日の施工個所は、町道仁田1号線(136号線接続部から伊豆箱根鉄道踏切手前まで)の舗装工事で、アスファルトフィニッシャーは自走で踏切道を通過していた。

□事故の概要: 平成30年11月14日(水曜日)午前11時50分発生

アスファルトフィニッシャー(以下「AF」という)が踏切道を通行する時に直接レールを踏まないようコンパネ板(1800mm×900mm)を敷設した。AF通過後に作業員がコンパネ板を踏切内の柵に立掛けたまま別の作業に取りかかり、仮置きしたままにしてしまった。11時50分に三島方面に向う電車が踏切に接近した時に、コンパネ板に踏切センサーが反応し、電車を4分間停車させた。

□安全対策の有無 安全訓練、KY活動実施

[再発防止策]

□問題題点: ①『踏切内に物を置かない認識不足』・『確認不足』があった。

②踏切専属の監視員がいなかった。

③『踏切内に資材等がない』・『踏切付近で作業をしていない』等のチェックが甘かった。

□防止対策: ①朝のKY活動・安全巡視で鉄道付近での作業留意点について繰り返し注意喚起を行う。

②踏切専属の監視員を配置する。

③踏切内チェックリストを作成し、発車時間5分前に踏切内のチェックを監視員が実施する。

④踏切前後にラバーコーンを設置し立ち入り禁止措置をとり、踏切侵入を防止する。(別紙参照)

⑤踏切敷地内での通行養生作業を無くす為、建設機械は踏切内を自走せず、運搬車両にて運搬する。

[事故の状況が分かる写真または図面]

【平成30年度農道整備(一般・農道保全)函南・蘿山地区舗装工事】(30N4111011101)



【発注箇所座標】緯度:35度4分27.150秒 経度:138度56分52.239秒 X:40842m Y:-102615m
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平28信様、第1062号)

1/50000

位置図

事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

[事故の状況が分かる写真または図面]

写真①



適正なコンパネ板置場

踏切外に仮置き

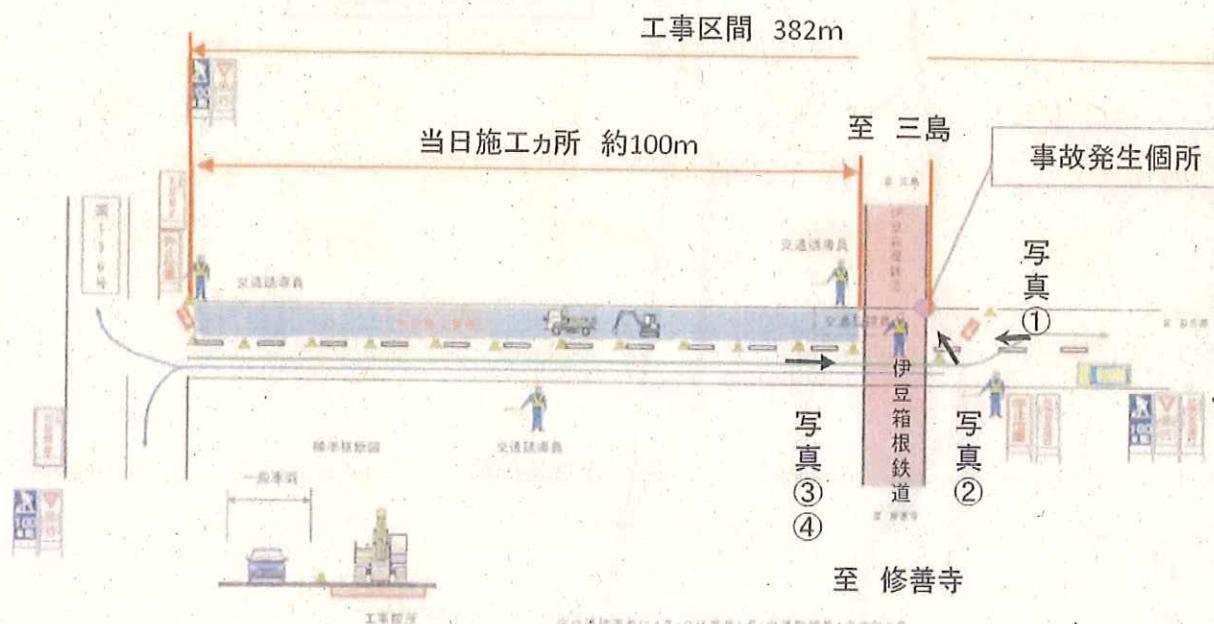
写真②



事故当時の状況

踏切内のコンパネ板にセンサーが反応した。

事故当日施工形態図



再発防止対策

踏切前後にラバーコーン（黒・黄）及びセフティーバー（黒・黄）設置状況

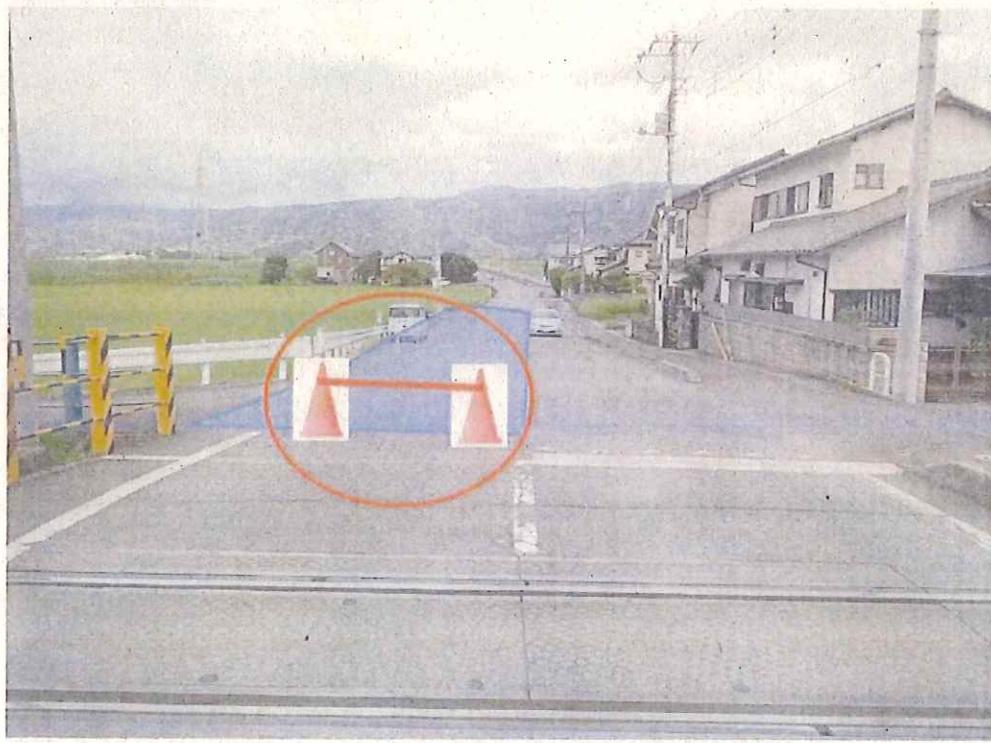
踏切から起点側

写真③



踏切から終点側

写真④



事故処理状況調書(時間的経過)

11月21日 10時00分時点

11月14日(水曜日)天候:晴れ

12:10 建設(株)土木部 部長から東部農林事務所農地整備課 入電。

「11時50分に伊豆箱根鉄道の長崎踏切センサーが反応し、伊豆箱根鉄道が5分間停止した」との一報あり。

12:23 農地整備課 主任が建設(株) 氏(現場代理人)に事故概要の聞き取り。アスファルトフィニッシャーが鉄道を横断するために敷設していた木製コンパネにセンサーが作動し、鉄道が停止した。

13:15 建設 代理人、 部長、 本部長が伊豆箱根鉄道(鉄道部技術課 係長、 主任)に謝罪。

4分間という短い時間なので事故扱いとはしないとの回答を得る。

13:35 農地整備課 班長、 主任、 技師が現場に到着。

13:38 農地整備課 班長から農地整備課 入電。

東側遮断機の三島側のフェンスにたてかけていたコンパネが線路側に突出していたため、三島側のセンサーが反応し、修善寺発三島行き電車が11時50分から4分間停止した。

13:50 建設(株)工務部長 氏、 土木部長 氏が東部農林事務所に来所。 農地整備課 課長、 検査監に状況説明。

事故後、舗装をはがした路盤状態であったため、車両通行の安全を考慮し、舗装を施工した後に工事を止めた。また、伊豆箱根鉄道からは、経過報告、事故原因、再発防止対策を報告するように指示を受けた。明日(15日)までにそれらを検討し、事前に東部農林事務所に報告した後、伊豆箱根鉄道に提出する予定。

16:45 課長、 検査監、 代表取締役 氏が伊豆箱根鉄道本社へ事故のお詫びをするために赴く。

18:30 東部農林事務所 が伊豆箱根鉄道 主任に今回の案件を事故扱いにするかどうか確認の電話をする。

停車時間が4分と短く、器物損傷もないため事故扱いにしないとの回答を得た。

20:00 建設 部長、 代理人三島警察署刑事課 氏に報告した。

11月15日(木曜日)天候:晴れ

8:35 東部農林事務所 が、伊豆箱根鉄道 主任に被害届を提出するかどうか確認の電話をする。

今回の案件は、事故扱いにしないので被害届を提出しないとの回答を得た。

11:00 第1回事務所建設工事安全管理推進委員会を開催し事故の報告を行った。

H30.11.19

9:00 建設から再発防止対策が提出される。

H30.11.20

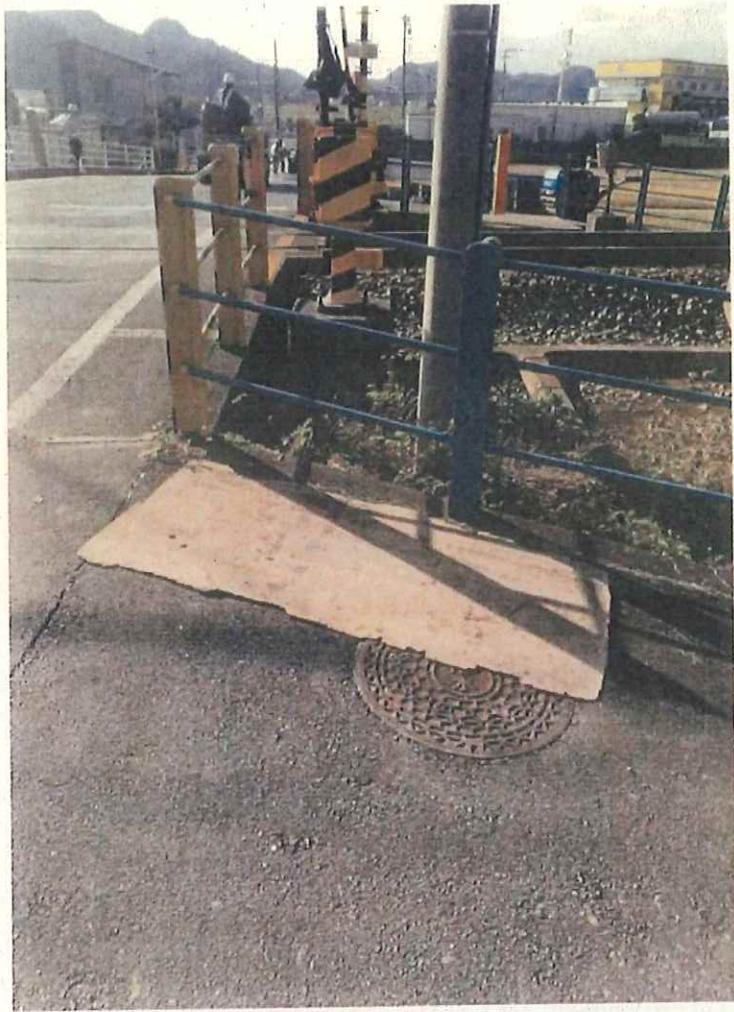
10:00 第2回事務所建設工事安全管理推進委員会を開催し再発防止対策及び措置を決定した。(通常事故B-2)

14:00 課長が再発防止対策を現場で確認。

H30.11.21

- 8:40 東部農林事務所長が、建設に文書注意。
10:00 伊豆箱根鉄道に再発防止対策を提出し受理される。

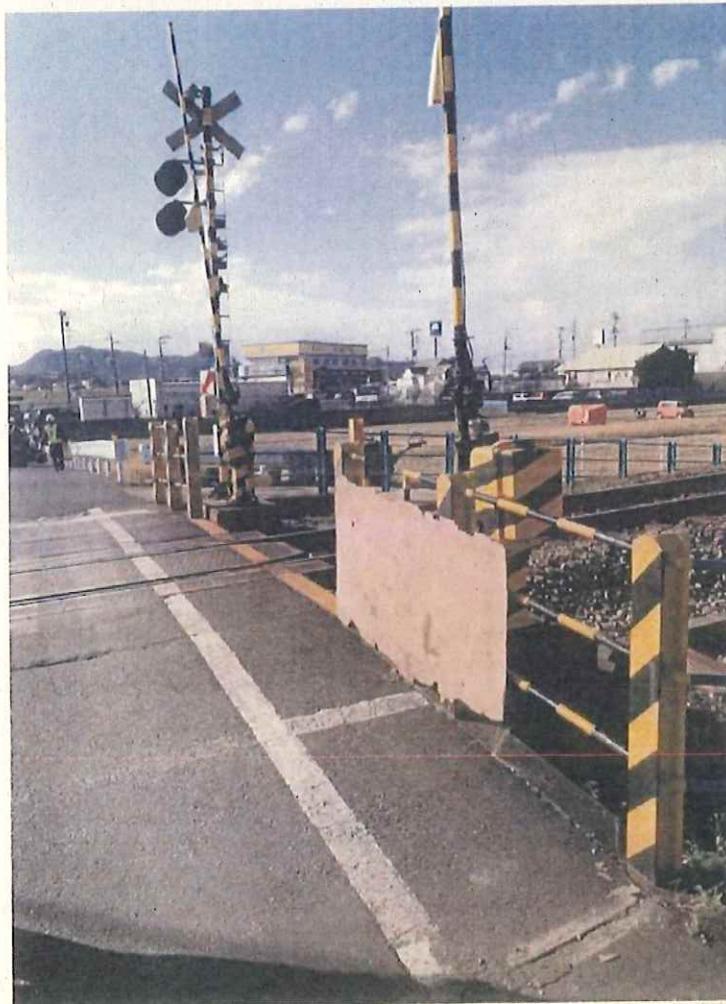
H30.11.22 工事再開予定。



①

コンパネ置場

重機の線路横断
時に養生用として。

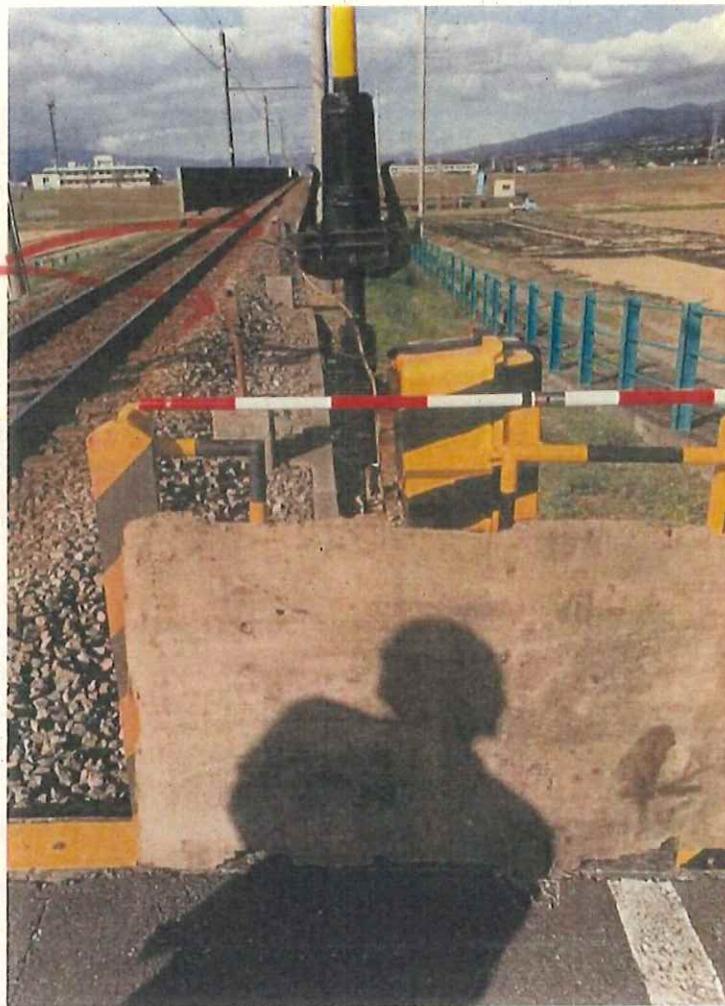


②

重機横断させ、
一時的に立てかけた。

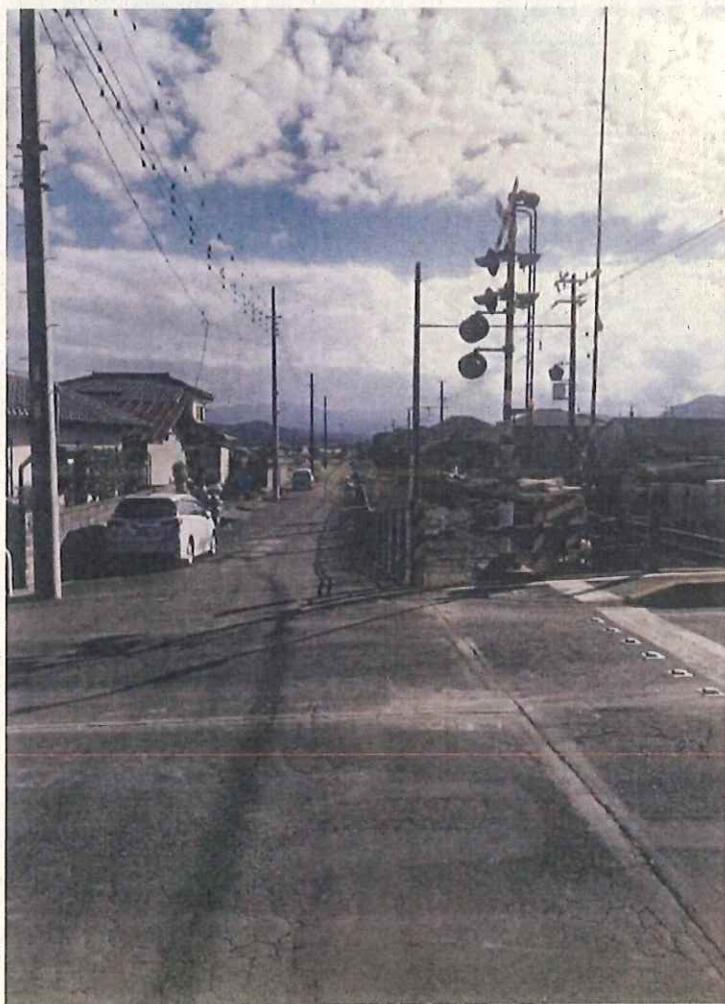
遮断後は降りたが
内側にコンパネが
入っていた。

セサ-



③

コンパネは
遮断機内側に
約400
セサ-に反応した



④

三島行き電車が
約20m手前に
AM11:50から
約4分間停車した

事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

災害の種類	労働災害(現場作業員)	工事区分	林道開設工事
事故内容	建設機械接触	被災者	性別・年齢 男性・49歳
被災状況	右足甲裂傷及び右足薬指骨折	職業	土木作業員

[災害の概要]

□現場の状況:

道路路肩付近整形作業を、ジョレンを使用した人力作業で施行中。転圧機械(手押し1トンローラー)については、所定の位置に片付けるための移動をしていた。

□事故の概要:

道路法肩付近整形作業中の作業員(被災者)が、路面の石につまずいたため転倒しないよう踏ん張ろうとして足をがに股に広げたところ、片付のため後進しながら作業員が引く転圧機械(手押し1トンローラー)の前に右足を投げ出す形となり、そのまま接触し右足の甲を轢かれた。

□安全対策の有無:

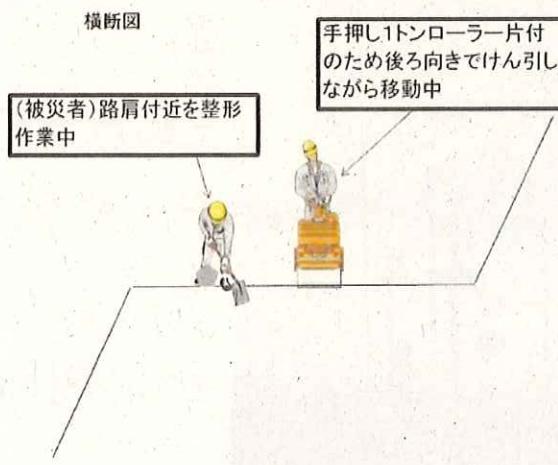
下記「再発防止策」の問題点についての安全対策はなされていなかった。

[再発防止策]

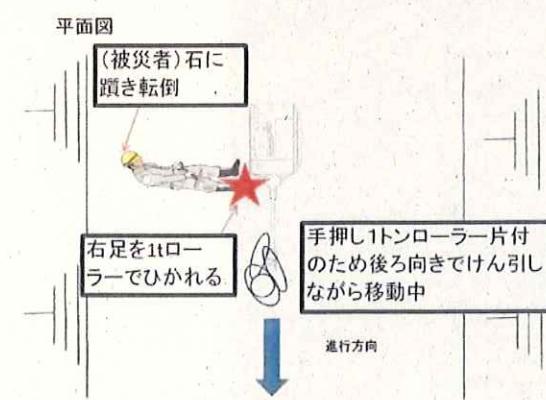
- 問題点:
- ① 機械使用者と人力作業者との作業区分が明確になされていなかった。
 - ② 機械使用者と人力作業員との合図が的確になされていなかった。
 - ③ 路床面の大きな岩石を除去していなかった。
 - ④ 安全靴の着用を怠っていた。
 - ⑤ 朝礼時のKYIにおける指示が作業員に徹底されていなかった。
 - ⑥ 機械の進行方向の安全確認が不足していた。

- 防止対策:
- ① 機械の移動時には、機械作業区分をコーンバーにて明確に区分する。
 - ② 機械使用者と人力作業者との合図を徹底する。
 - ③ 作業前に作業箇所の点検を徹底し、危険因子は即時排除する。
 - ④ 安全靴の着用を徹底する。
 - ⑤ 朝礼時のKYIにおける指示を作業員に徹底する。
 - ⑥ 機械の進行方向の安全確認を確実にする。

[事故の状況が分かる写真または図面]



被災者は石に躓いたため、倒れないように踏ん張ろうとして足を広げたところにローラーが通過



その後転倒し、ローラーに足を轢かれた

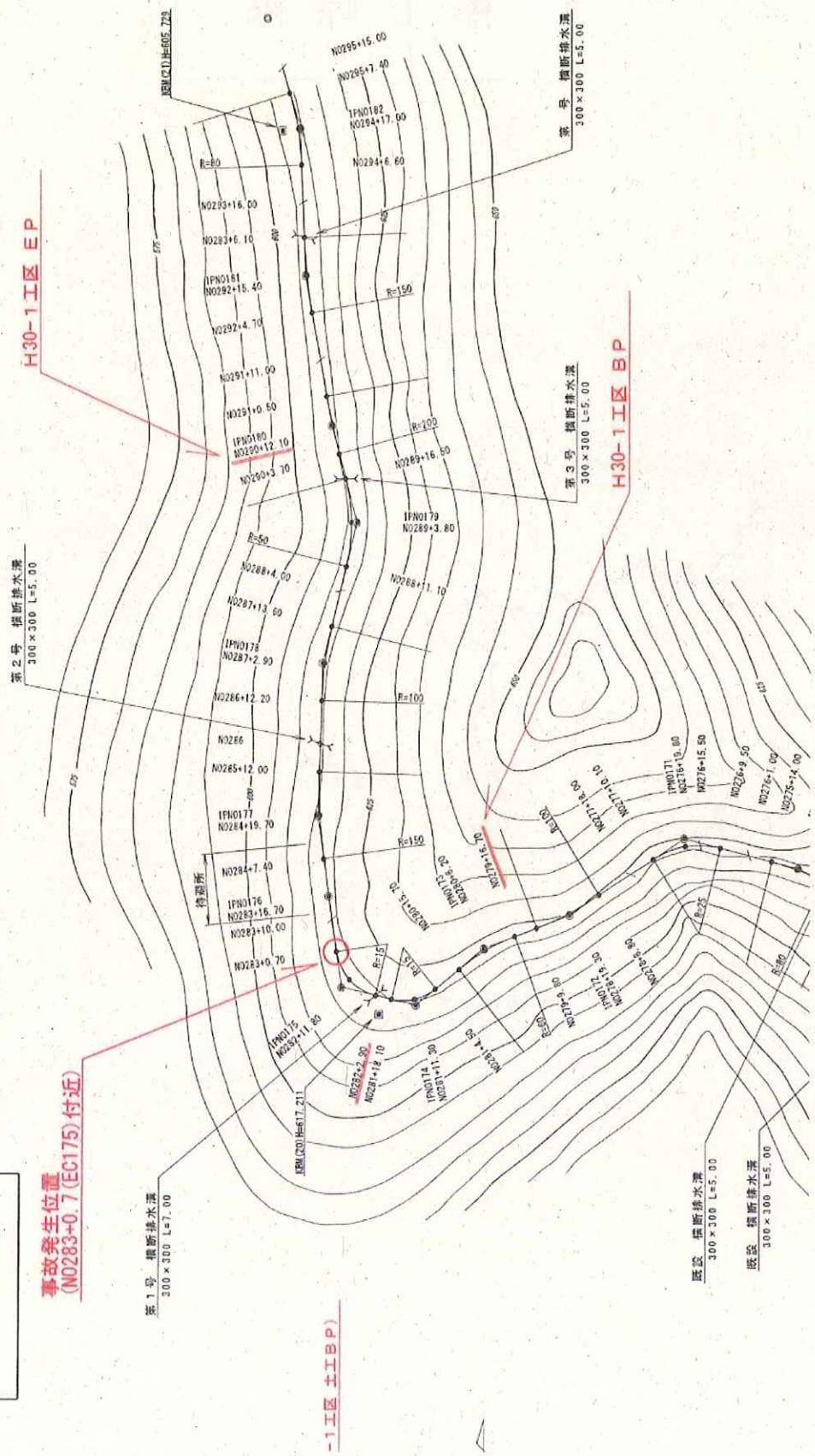
森林基幹道
権七峠線
(1工区)



1/50,000

BP～市場(静岡市) 24.1 km
EP～市場(静岡市) 34.7 km
工事起点～残土処理場 6.1km

平面図



平成31年1月7日(月)の事故について

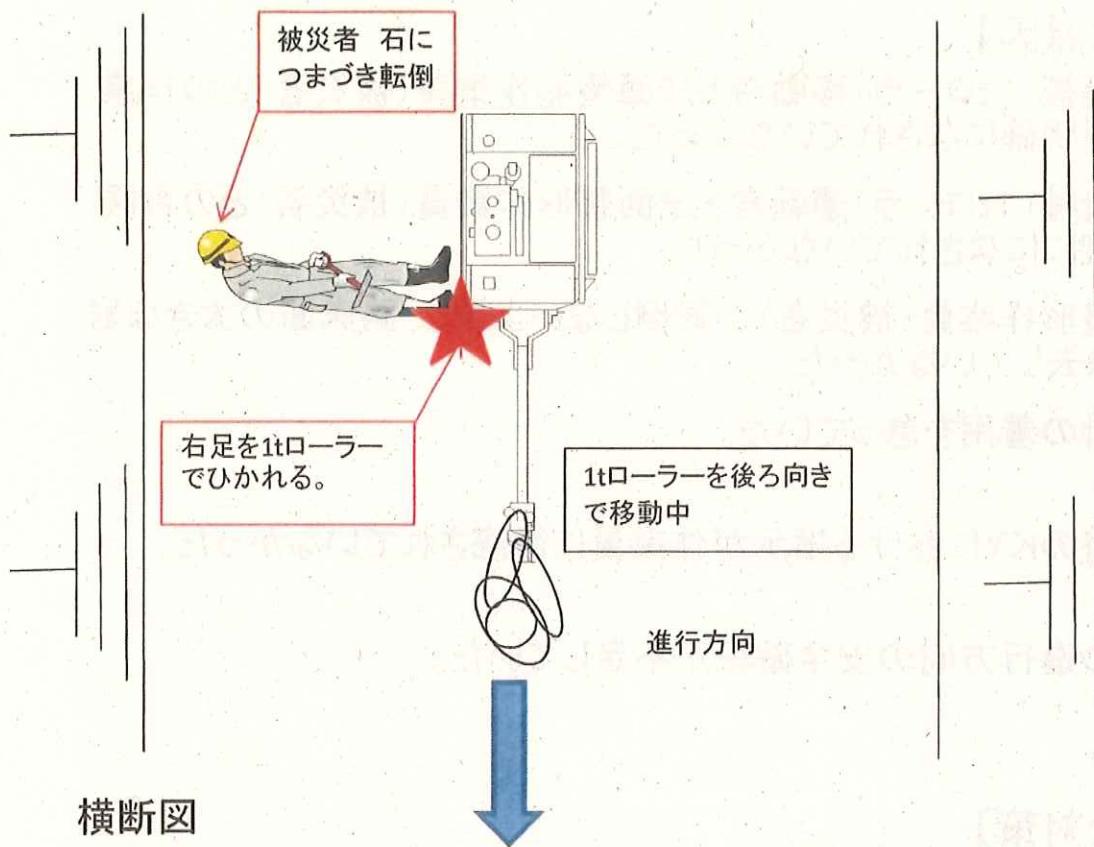
【事故原因】

- ① 転圧機械(1tローラ)移動時と法面整形作業員(被災者)との作業区分が明確になされていなかった。
- ② 転圧機械(1tローラ)運転者と法面整形作業員(被災者)との合図が的確になされていなかった。
- ③ 法面整形作業員(被災者)が転倒しないように、路床面の大きな岩石を除去していなかった。
- ④ 安全靴の着用を怠っていた。
- ⑤ 朝礼時のKYにおける指示が作業員に徹底されていなかった。
- ⑥ 機械の進行方向の安全確認が不足していた。

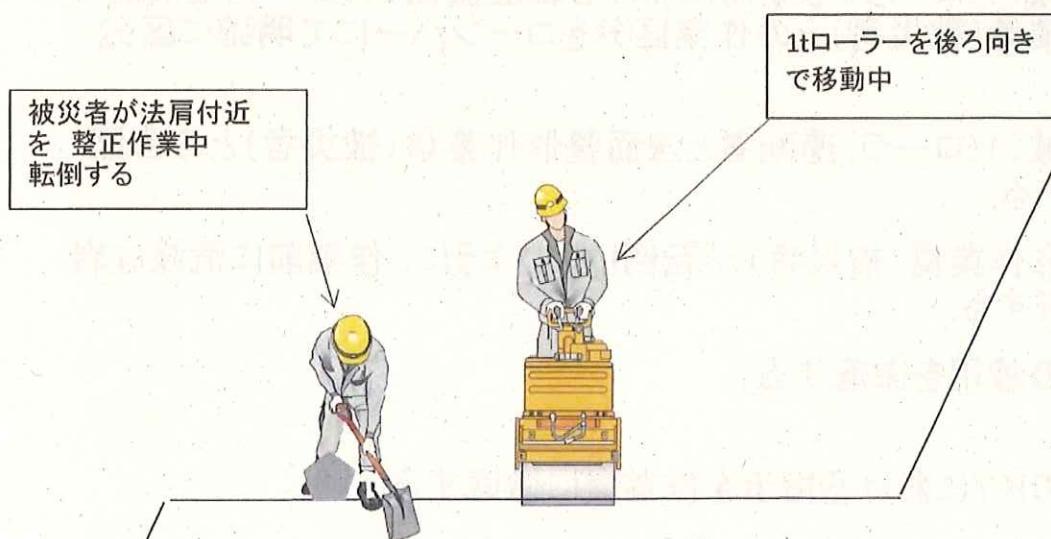
【安全対策】

- ① 転圧機械(1tローラ)移動時における転圧機械(1tローラ)と法面整形作業員(被災者)との作業区分をコーンバーにて明確に区分する。
- ② 転圧機械(1tローラ)運転者と法面整形作業員(被災者)との合図を徹底する。
- ③ 法面整形作業員(被災者)が転倒しないように、作業前に危険な岩石を除去する。
- ④ 安全靴の着用を徹底する。
- ⑤ 朝礼時のKYにおける指示を作業員に徹底する。
- ⑥ 機械の進行方向の安全確認を確実にする。

平面図

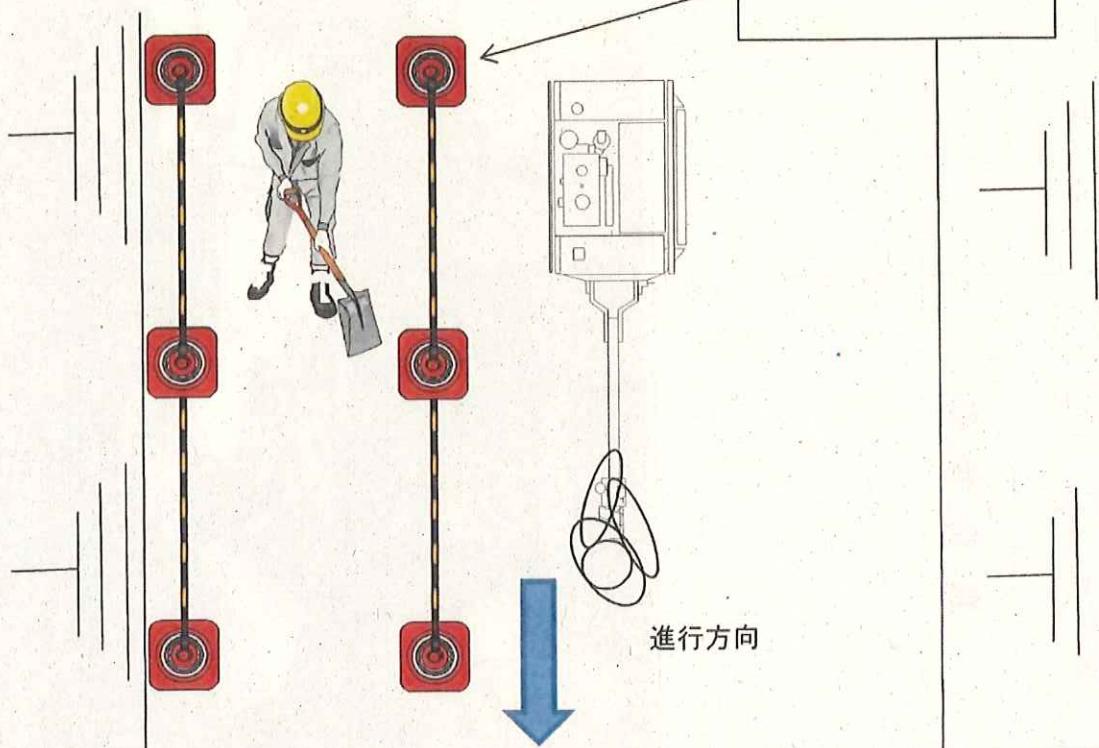


横断図



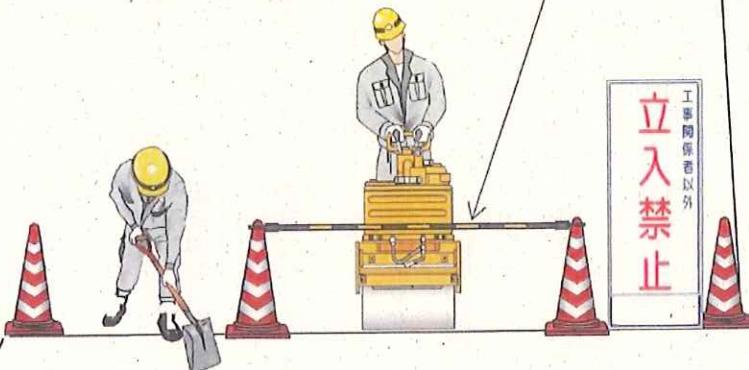
再発防止 安全対策

平面図



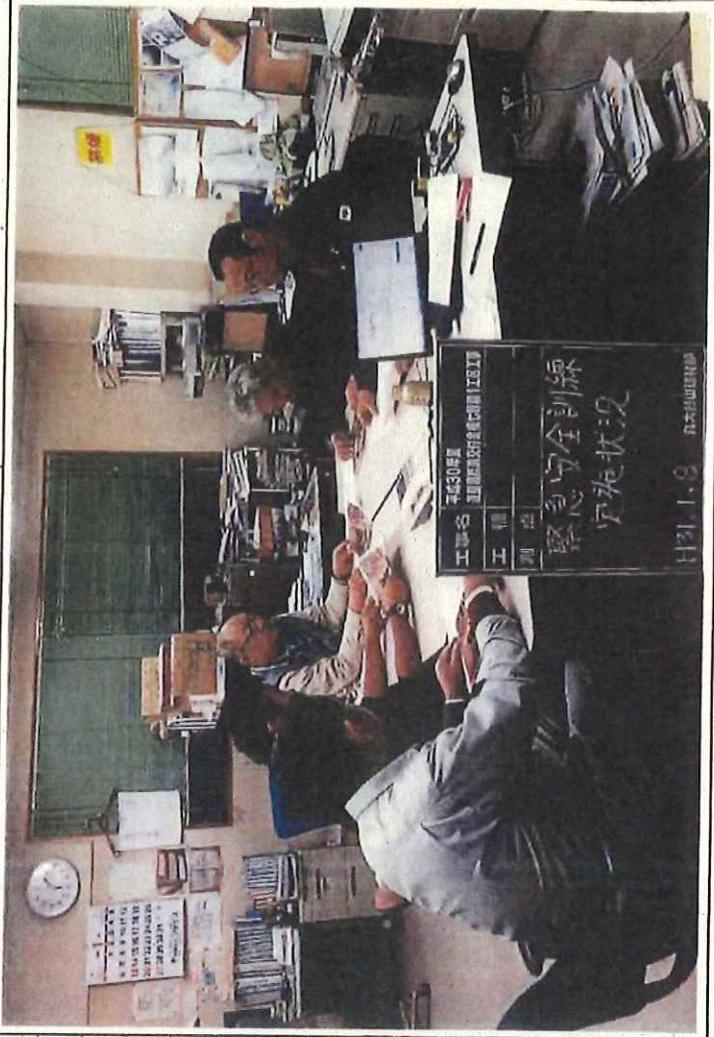
横断図

カラーコーン・バーにて
作業区分を行う。



緊急安全訓練実施記録

工事名	平成30年度 道整備推進交付金 権七峠線1工区工事		
実施時間	平成31年1月8日 (火)	13時00分～17時00分	所 属
実施場所	本社 2階会議室	氏 名	
講習内容	別紙 参照		
1) 1tローラによる人身事故における今後の対策について	<p>a) 事故発生状況について</p> <p>平成31年1月7日(月) 16:03頃、作業も夕方になつたため、作業員Aが1tローラの片付けをしようとして、1tローラ移動中に被災者の横を通過した時に、被災者の右足を1tローラで引いてしまった。</p> <p>b) 事故原因について</p> <p>別添資料(平成31年1月7日の事故について)参照</p> <p>c) 今後の工事における安全対策について</p> <p>別添資料(平成31年1月7日の事故について)参照</p>		
参考書類	<p>工場名 平成30年度 道整備推進交付金工事 工種 別添資料(平成31年1月7日の事故について)参照</p> <p>日付 1.8</p>		



事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

災害の種類	工事関係者に負傷	工事区分		治山工事
事故内容	落石が背中に直撃	被 災 者	性別・年齢	男 24歳
被災状況	肋骨・背骨突起部骨折 腎臓損傷		職業	現場代理人・主任技術者

[災害の概要]

□ 現場の状況

現場 : 浜松市天竜区春野町宮川
 作業箇所 : 特殊配合モルタル吹付面
 作業内容 : 吹付面積計測作業の確認記帳していた。

□ 事故の概要 : 平成31年3月29日(金)

8時朝礼及びKYミーティング実施、法面点検後、工事範囲下部の市道に交通誘導員2名を配置してから、1次下請赤武(株)の監視のもと、2次下請の芝善の作業員2名にて法面清掃を開始して、10時に完了した。その後10時より、法面上部に2名と法面下部に1名の作業員にて計測を開始した。被災者は少し離れた法面下部の安全と思われる箇所にて計測値を記帳していた。10時30分頃、法面より落石(発生源不明)があり、上部からの危険の声を聴き、背をかがめたが落石が思わぬ方向にはね、被災者の背中に直撃して負傷した。

□ 安全対策の有無 : 毎朝KYミーティングを実施

当日KYにて落石に対する注意喚起をし、始業前に法面点検も行っていた。

[再発防止策]

□ 問題点

- ① 法面清掃後、法面の点検を十分実施しないまま、計測作業を開始してしまった。
- ② 法面計測時に現場代理人が記帳をしていたため、法面を監視する人がいなくなった。
- ③ 被災者である現場代理人がKYミーティングと法面点検を実施していたが、法面の監視をする業務が十分でないなど安全意識が不足していた。

□ 防止対策

- ① - 1 施工区域上部浮石の点検を実施し、危険石がある場合は除去し、施工範囲上部からの落石を防ぐために落石防止網を設置する。なお、落石防止網は、垂直ネット及び伏工併用とする。※別紙参照
- ① - 2 施工区域内についても、法面上の浮石等の再点検を実施し、浮石等があれば除去する。
- ② - 1 作業全体を把握できる場所に安全監視員を配置する。
- ② - 2 計測作業時の記帳者は現場に立ち入らず無線にて連絡する。
- ③ 社全体の取組として、当該工事の現地説明会及び再発防止対策講習会を実施し、事故の不安全要因の特定解明と不安全行動の撲滅を図る。※4月2日(火)実施済

[事故の状況が分かる写真または図面]

* 別途添付

事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

〔事故の状況が分かる写真または図面〕 位置図



事故周知・再発防止[平成30年度発生事例]

[事故の状況が分かる写真または図面]

被災現場写真



事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

[事故の状況が分かる写真または図面]

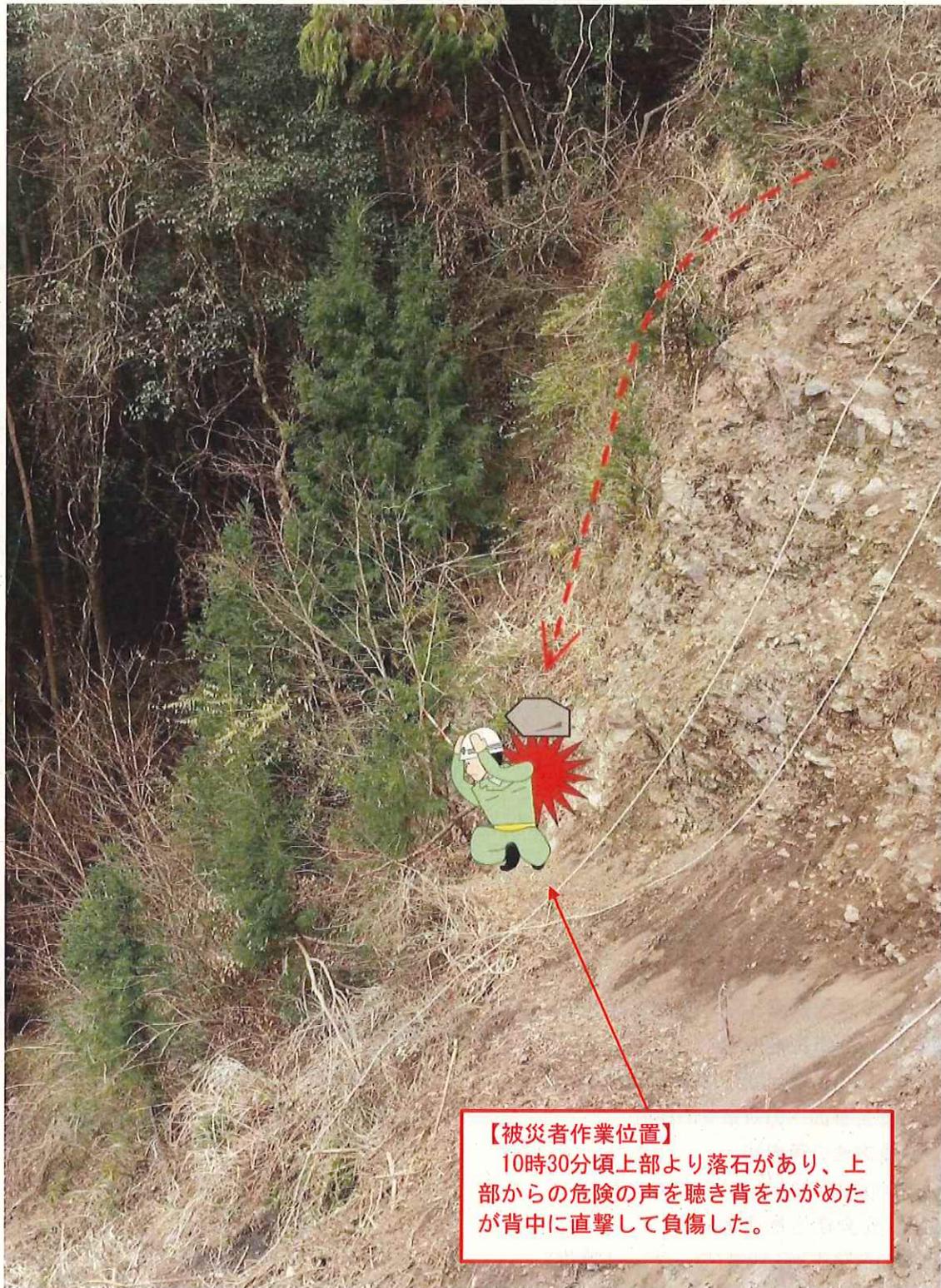
現場状況説明図



事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

[事故の状況が分かる写真または図面]

現場状況説明図



事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

[再発防止対策]

再発防止対策講習会

日時：平成30年4月2日(火) 8時30分～12時
場所：宮川現地・株式会社 会議室
出席者：株式会社 15名 下請業者 3名

□ 被災現場確認 8:30～9:15

場所：事故現場

- 1) 事故概要 負傷者状況の説明
説明者：(株) 代表取締役
- 2) 事故被災状況説明
説明者：(事故目撃者)
- 3) 質疑応答



被災現場確認 実施状況

□ 再発防止対策講習会 9:30～12:

会場：(株) 会議室

- 1) 安全講和 9:30～10:00
登壇者：代表取締役
- 2) 事故被災状況 詳細説明 10:00～10:30
説明者：
 - ・当日の作業手順及び作業実施状況
 - ・被災状況の詳細説明
- 3) 労働災害の原因調査と再発防止対策 10:30～11:00
登壇者：(安全衛生推進者)
 - ・不安全要因の解明(状態・行動・管理体制)
 - ・上記不安全要因への対策案の検討
 - ・法面調査方法の再周知
- 4) 各現場の危険予知と対策 11:00～11:50
登壇者：(安全衛生推進者)
 - ・各現場の危険予知と対策(ワークシート実施)
- 5) 安全宣言及び閉会の挨拶 11:50～12:00
登壇者：(株)



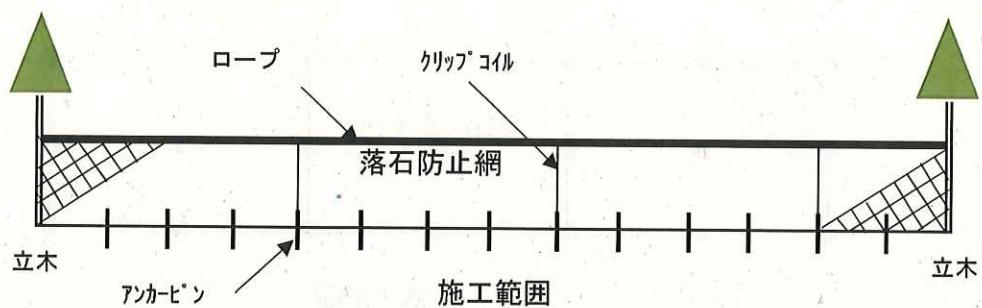
再発防止対策講習会実施状況

事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

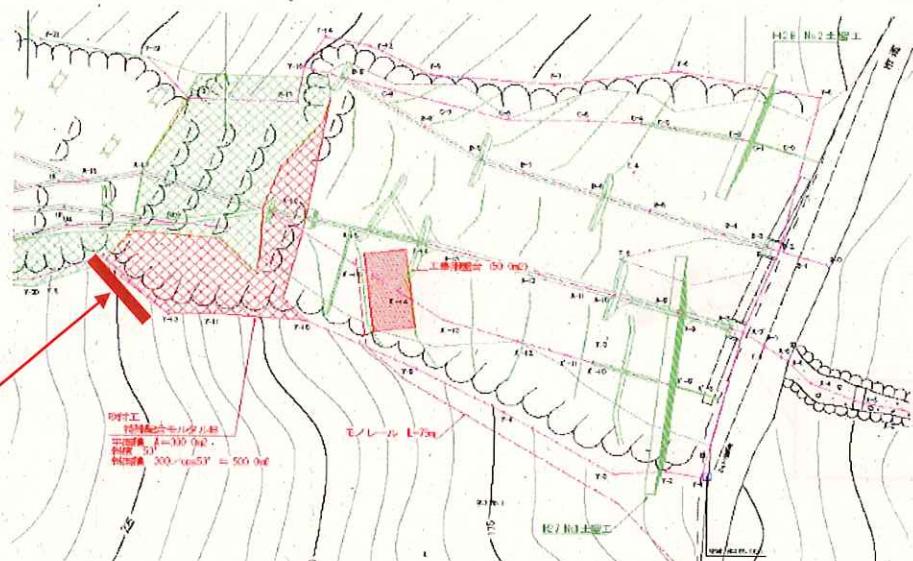
[事故の状況が分かる写真または図面]

落石防護網

□ 構造



□ 設置位置



設置位置図(平面図)

防護網設置位置



設置イメージ

事故周知・再発防止〔平成30年度発生事例〕

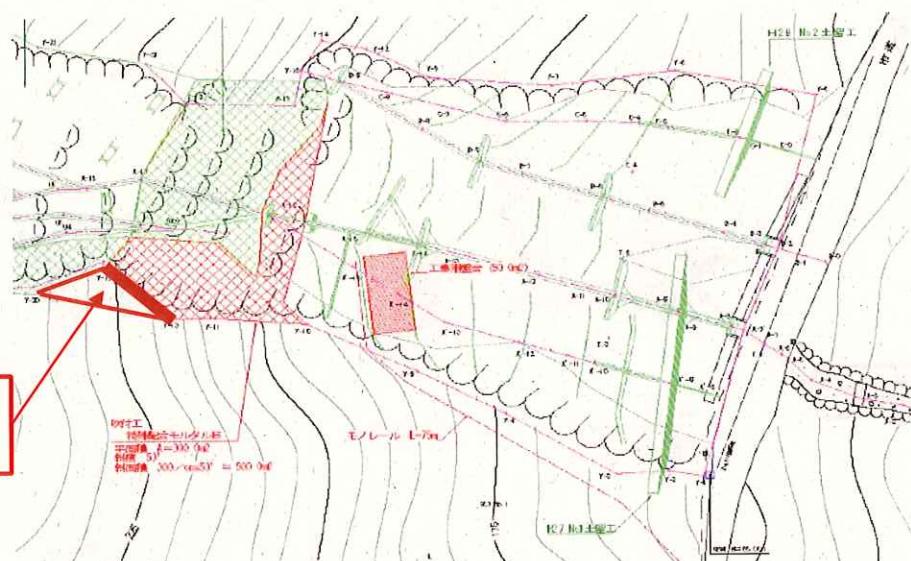
[事故の状況が分かる写真または図面]

落石防止網(伏工)

□ 構造



□ 設置位置



設置位置図(平面図)

落石防止網(伏工)
設置位置

既設の植生ネット
有り(対象外)



設置イメージ